



法務史料展示室だより 第九号

時をたずねて

季刊 二〇〇六年四月

「史料は語る」第九回

改定律例①

前回は、明治新政府にとっての最初の統一刑法典「新律綱領」について紹介しました。ところで、この法典は「綱領」と名づけられているように、編纂を担当した刑部省においても暫定的なものであるとの認識があり、処罰規定として必ずしも十全の内容ではありませんでした。そのことは、現実に法の適用に携わった裁判関係者から、内容に関する多くの疑問が提起され、あるいは不備を補うための単行法令による修正や追加が、二に止まらなかった事実が、明らかにするところです。

そうしたなかで政府は、煩雑となった単行法令との関係を整理し、新しく条文を追加するなど、より完成度の高い刑法典を布くことを目的として、「新律綱領」の改正を企図します。そして、数次にわたる草案の作成や検討作業をへて完成したのが、

明治六年（一八七三）六月公布、翌月一〇日に新律綱領と併行して施行をみた「改定律例」でした。

さて、「改定律例」には、いくつかの特筆すべき特徴があります。今回は、それらの一端にふれてみましょう。その一つは、条文の表記の仕方に、現在私たちが目にしてる法律の場合と同じ、「第一条…、第二条…」というような

条文番号を付す逐条形式が取り入れられた点です。かつて古代にわが国が継受した中国律（刑法典）では、こうした法条の表記方法は採られず、「新律綱領」もそれに倣っていましたが、わが国の法典としては同じ律系でありながら、「改定律例」において初めて現行法と同様の体

裁となったのです。ここには、西欧法を参酌し法典近代化を図ろうとしそのための準備を進めていた政府の意向や、その影響の片鱗をみてとることができます。

また、「改定律例」では、「新律綱領」に定められていた「笞」刑や「杖」刑という、身体を殴打し肉体的な苦痛を与えることをもって処罰する律伝統の刑罰が排除され、それに代わって、自由の剥奪を内容とする「懲役」と称する刑罰への一本化が図られました。その恣

意的執行や、結果としてもたらされる実質的な肉体への損傷等、笞杖刑のもつ問題点については、「新律綱領」の施行下においても議論され、すでに「廃止」のための立法措置がなされていきましたが、刑法典としての刑罰体系が、身体殴打刑排除の方向で明確に整備されたのは、大きな変革といえるでしょう。

人～第九回『水本成美』①

今回から2度にわたり、明治初期における刑法典の編纂や運用に大きな役割を果たした、水本成美について述べてみたいと思います。

水本は、天保2年（1831）に江戸で生まれ、幕府直轄の学問所である昌平黌などで学問を修めました。のち、薩摩藩に招かれて、藩律（藩の刑法典）の改修などに携わりますが、これは、彼が参画した最初の立法事業であったといえます。そして、明治維新をへた明治2年（1869）1月、水本は、昌平黌の後身である昌平学校の一等教授に任じられました。水本は当時、中国に起源をもち、古代のわが国が継受した法制度である、「律令」に精通した人物との評価を得ていたのです。

そうした折、明治元年から同2年にかけて、刑法典の必要性を感じていた明治政府は、法典編纂に向けた調査を水本に命じます。水本は、これを機に刑法典の編纂に深く関与することとなり、特に、明治3年（1870）12月に頒布された「新律綱領」の編纂にあたっては、いわば編纂主任として中心的な役割を果たすことになるのです。わが国古代の制度に範を求めていた当時の明治政府にとって、律令学者として名を馳せていた水本は、法典編纂の中心人物として、まさに意に適う人材であったに違いありません。

わが国の法制度が、律令制度に拠っていた明治初年から、西洋の法制度に傾斜するまでのわずかな期間、この時がまさに、律令学者である水本にとって、最大の活躍の場を与えられた瞬間であったといえそうです。

「歴史を歩く」第九回 築地居留地

東京メトロ築地駅で降りて隅田川に向かつて進んだあたり、聖路加国際病院や聖路加看護大学、聖路加ガーデンの一角を明石町と言います。江戸時代には大名・旗本の屋敷地が建ち並び、以前ご紹介した浅野内匠頭上屋敷や、慶應義塾発祥の地でもある豊前中津奥平藩中屋敷もここにありました。今回は、明治前期にこの明石町一帯に存在した、築地居留地(外国人居留地)をご紹介します。

外国人居留地とは、条約あるいは慣習に基づいて、外国人の居住や交易を認めた一定地域のことをいいます。安政元年(一八五四)日米和親条約が調印され、米国商船に対して下田、箱館の二港が開かれましたが、外国人の居住はまだ認められていませんでした。安政五年(一八五八)、安政の五箇国条約で箱館・神奈川・長崎・兵庫・新潟の開港、江戸・大坂の一部を開港することを決定し、江戸にも外国人の居住地が設けられました。これが築地居留地で、明治三年(一八七〇)に完成し、明治三十二年(一八九九)まで存在しました。現在、バス停「聖路加病院前」のすぐそばに築地居留地跡の碑が立っており、このあたりが居留地の中心だったと考えられています。

築地居留地は、横浜に設けられた居留地と比較し、あまり発展しなかったと言われ、その理由は、外国企業・外国人商人が横浜居住地から

築地へ移転しなかったためと考えられています。そのかわり、築地居留地にはキリスト教宣教師が多く移住し、教会や私塾が開設されました。例えば、アメリカ人宣教師チャニング・ムーア・ウィリアムズが英語と聖書を教えるために明治七年(一八七四)開設した私塾立教学校は、後に立教大学に発展しました。また、明治十年(一八七七)に開設された東京一致神学校は、やがて複数の教育機関と合同して明治学院大学となります。

現在は近未来的な建物の立ち並ぶ地域に変貌した明石町ですが、幅広く作られた通りがかつての居留地の面影を伝えています。

▼ 築地居留地跡碑



▼ 築地居留地跡碑周辺の風景



▼ 築地居留地跡付近地図



歴史の中の法律語(第九回)「成敗」

「成敗」という言葉は、①処罰をすること、②政治を行うこと、③裁くこと、④とりはからいなど、複数の意味を持っています。テレビの時代劇などでよく聞く「成敗」は①の意味ですが、歴史の教科書で必ず登場する「御成敗式目」あるいは「喧嘩両成敗」の「成敗」は、果たしてどのような意味を持っているのでしょうか。

貞永元年(二二三二)、鎌倉幕府は初の武家法典である「御成敗式目」を制定しました。式目編纂の中心となった北条泰時は、弟である六波羅探題重時に書状を送り、「雑務を成敗するとき、同じ論点を争う訴訟であっても、立場が強い者は主張を実現させ、弱い者の主張は顧みられない状況であるので、(中略)自然と訴訟当事者の強弱によって裁判にも軽重が起きないように、あらかじめ式条を作りました」と書いています。ここに言う「雑務」とは訴訟全般のことを指し、「成敗」とはその訴訟を裁くことを意味しています。また、泰時は、重時に送ったもう一通の書状で、式目を「ただ道理に基づいて記した」とも書いています。この泰時の書状から、権力者の力関係に左右されない、武家の慣習的な生活規範(道理)に基づいた裁判の実現が図られていたことがわかります。

中世末期になると、「喧嘩両成敗法」という法が現れます。ここに言う「成敗」は「処罰をする」という意味で、この法は、喧嘩で実力行使による解決を図った両当事者を、道理にかなうかどうかをただすことなく、同等の刑罰に処するという意味を持っていました。すなわち、「喧嘩両成敗法」では、「御成敗式目」とは異なり、道理に優先する制定法によって両当事者を処罰しているのです。

「成敗」という言葉に注目して二つの有名な法を比べると、中世においてどのように法というものが変化したのか、その一端を見ることができるとは思いませんか。

※法務史料展示室には平成七年の開館以来、多くの見学者が訪れています。限られたスペースの展示ですが、その展示品に見え隠れするエピソードや、日本の歴史にまつわる興味深い話を、この「法務史料展示室だより」でご紹介しております。